

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-2 業務の適切性（投資助言・代理業）</p> <p>VII-2-1 投資助言業に係る業務の適切性</p> <p>VII-2-1-3 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）</p> <p>(1) 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）に係る留意事項</p> <p>① （略）</p> <p>② 金商業等府令第115条第1項第3号に規定する「契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数」の計算に当たっては、当該書面を受領した日及び<u>解除を行う旨の書面を発した日</u>を含むものとする。</p>	<p>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-2 業務の適切性（投資助言・代理業）</p> <p>VII-2-1 投資助言業に係る業務の適切性</p> <p>VII-2-1-3 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）</p> <p>(1) 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）に係る留意事項</p> <p>① （略）</p> <p>② 金商業等府令第115条第1項第3号に規定する「契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数」の計算に当たっては、当該書面を受領した日及び<u>金商業等府令第115条第1項第1号に規定する「解除時」</u>の属する日を含むものとする。</p>